

三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）に関する概要

1 三重DPATとは

- (1) 三重DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域へ、三重県が継続して派遣する精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門チームであり、三重県内の精神科病院によって組織されたチームです。
- (2) チーム編成は、1チームを4～6名として、精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士または作業療法士、業務調整員（ロジスティクス）等の職種で構成しています。
- (3) 発災から遅くとも72時間以内に活動できるチームとして先遣隊を三重県立こころの医療センターにおいて編成します。
- (4) 三重県内の精神科病院のうち、DPATを派遣する意思を持ち、その活動に必要な人員、派遣体制を持つ病院は、知事に申し出ることにより、三重DPAT登録病院として登録します。

2 協定内容について

派遣に関して、県と三重DPAT登録病院とで協定を締結します。

- (1) 発災し、DPATの派遣が必要と判断した場合、県は、登録病院に派遣要請を行い、登録病院は、被災地へ三重DPATの派遣を行います。
- (2) DPAT派遣時の隊員の旅費やDPAT活動のなかで使用した医薬品等の実費等は、県が費用弁償し、損害補償についても県が損害賠償保険に加入します。

3 DPAT統括者とは

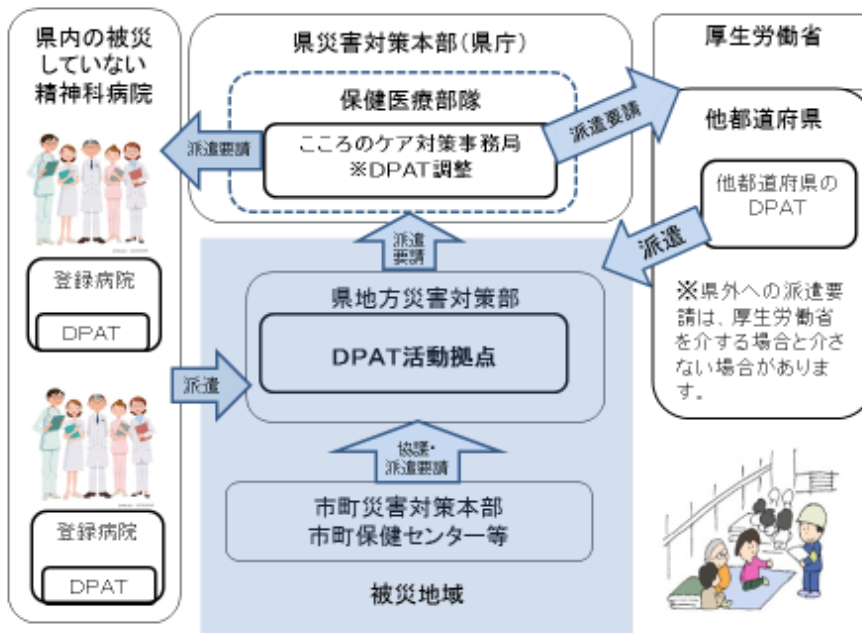
DPAT統括者とは、県災害対策本部の保健医療部隊に設置したこころのケア対策事務局において、DPATを統括する役割を担い、三重県立こころの医療センター院長がその任にあたります。

4 災害精神医療アドバイザーとは

災害時に精神障がい者の入院・転院調整、DPAT派遣調整等について、必要に応じて助言・支援を行うものとして、三重県精神科病院会会長・三重大学医学部医学系研究科精神神経科学分野教授・独立行政法人国立病院機構榊原病院院長にその任を委嘱します。

5 派遣の流れ

- (1) 県内で災害が発生した場合、県は、被災していない三重DPAT登録病院に派遣要請し、厚生労働省や他県へも派遣要請を行います。



- (2) 県外で災害が発生した場合、厚生労働省や他県からの派遣要請を受けて、県は、三重DPAT登録病院へ派遣要請を行います。

